六等級	割引率五％
七等級	―
八等級	割増率五％
九等級	割増率十％
十等級	割増率二十％
十一等級	割増率三十％
十二等級	割増率四十％
十三等級	割増率五十％

(5)　水産庁長官が別に定める標準価額に対する保険価額の割合が百分の五十以上百分の七十未満のもの　割増率十五％

(6)　総トン数一トン当たりの保険価額による割引率

イ　保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始の際における船齢が満十五年未満の鋼船である総トン数百トン以上の動力漁船のうち、保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始の日（以下「開始日」という。）の前日における保険価額を水産庁長官が別に定める標準価額の百分の七十に相当する額以上の額に定めた漁船につき、総トン数一トン当たりの保険価額の次の表の上欄に掲げる区分に応じて船齢により同表の下欄に掲げる割引率

総トン数一トン当たりの保険価額	割引率					
	船齢十年未満の動力漁船	船齢十年以上十一年未満の動力漁船	船齢十一年以上十二年未満の動力漁船	船齢十二年以上十三年未満の動力漁船	船齢十三年以上十四年未満の動力漁船	船齢十四年以上十五年未満の動力漁船
四十万円以上五十万円未満	五％	―	―	―	―	―
五十万円以上六十万円未満	十％	八％	七％	五％	―	―
六十万円以上七十万円未満	十五％	十二％	十一％	七％	六％	―
七十万円以上八十五万円未満	二十％	十六％	十四％	十％	八％	六％
八十五万円以上百二十五万円未満	二十五％	二十％	十八％	十二％	十％	七％
百二十五万円以上二百万円未満	三十％	二十四％	二十一％	十五％	十二％	九％
二百万円以上	三十五％	二十八％	二十四％	十七％	十四％	十％

ロ　保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始の際における船齢が満十年未満の総トン数一トン以上百トン未満の動力漁船のうち、開始日の前日における保険価額を水産庁長官が別に定める標準価額の百分の七十に相当する額以上の額に定めた漁船につき、総トン数一トン当たりの保険価額の次の表の上欄に掲げる区分に応じて船齢により同表の下欄に掲げる割引率

総トン数一トン当たりの保険価額	割引率				
	船齢二年未満の動力漁船	船齢二年以上四年未満の動力漁船	船齢四年以上六年未満の動力漁船	船齢六年以上八年未満の動力漁船	船齢八年以上十年未満の動力漁船
百万円以上二百万円未満	七％	六％	四％	二％	―
二百万円以上四百万円未満	八％	七％	五％	三％	二％
四百万円以上六百万円未満	九％	八％	六％	四％	三％
六百万円以上	十％	九％	七％	五％	四％

(7)　保険の目的たる漁船のうち保険期間（満期保険にあっては、保険料期間）の開始の際における船齢及び機関年齢が三年未満の鋼船で総トン数百トン以上の動力漁船に係る特別の割引率

開始日の前日まで引き続き漁船保険に付されていた期間	割引率
満一年未満	二十％
満一年以上満二年未満	十五％
満二年以上満三年未満	十％

8　漁具の通常純保険料率は、当該漁具の属する漁船が当該漁具のみを使用して漁業等を行うものとして当該漁船の全損及び救助費を塡補の対象とする場合に第一項、第二項及び前項の規定により定まる通常純保険料率に当該漁具の保険期間に応じ、それぞれ次に掲げる率を乗じて得た率とする。

保険期間	率
三月以内	二十％
三月超六月以内	四十％
六月超九月以内	五十五％
九月超十二月以内	七十五％

9　前各項の規定による計算において、小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨て、計算の結果得られる率に小数点以下二位未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた率をもって、通常純保険料率とする。